

令和5年度 身体障害者等の自動車税(種別割)及び自動車税(環境性能割)の減免制度について

1 減免制度の趣旨

身体障害者等（身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいいます。以下同じ。）の積極的な社会参加のために、山梨県では、自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）の減免制度を設けています。減免の対象となるのは、本県に居住している身体障害者等のために使用される自動車で、身体障害者等一人に対し1台に限ります（既に市町村で軽自動車税（種別割）の減免を受けている方や福祉タクシー利用の助成（タクシー券の交付）を受けている方は、普通車での減免を重複して受けることはできません。）。減免制度には、減免の要件や申請期限がありますので、制度の内容を御確認の上、山梨県自動車税センターにて申請の手続きを行ってください（郵送不可）。

2 申請の区分

減免申請には、次の3つの区分があり、それぞれ減免の要件や手続きが異なります。

本人運転	身体障害者等ご本人が運転する場合（但し、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者ご本人が運転する場合については、令和6年1月1日から対象となります。）
家族運転	身体障害者と住居及び生計を一にする方が運転する場合 減免申請する自動車を、専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業（通勤を含む。）のために週3日以上若しくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用していることが必要です。
常時介護者運転	身体障害者等（*）を常時介護する方が運転する場合 （*）「障害者のみの世帯（単身の世帯を含む。）」又は「70歳以上の方（若しくは未成年者）と障害者のみで構成される世帯」に限ります。なお、ここでいう「障害者」とは、「3の要件」の表に掲げる等級の障害者手帳を所持する方」のことをいいます。 減免申請する自動車を、専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業（通勤を含む。）のために週3日以上若しくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用していることが必要です。

※家族運転・常時介護者運転の申請にあたっては、指定された行政機関にて、あらかじめ「減免資格証明書」の交付を受ける必要があります（3の要件3参照）。

3 減免の要件

要件1 減免の対象となる身体障害者等の等級（程度）

障害の区分 【 】は山梨県内発行の手帳の色です。		本人運転	家族運転・常時介護者運転
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	—
	上肢不自由	1級・2級	
	下肢不自由	1級～6級 ※1	1級～3級
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
【赤色】	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級・2級 1級～3級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸の機能障害	1級・3級	
	免疫機能障害・肝臓機能障害	1級・3級	
療育手帳【紺色】		障害の程度 A ※2	障害の程度 A
精神障害者保健福祉手帳【緑色】		1級 ※2 ※3	1級 ※3
戦傷病者手帳【黒色】		別に規定がありますので山梨県自動車税センターへお問い合わせください。	

※1 身体障害者手帳下肢不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とし、本人運転に限り減免の対象となります。

※2 令和6年1月1日から施行されるため、詳細については、山梨県自動車税センターまでお問い合わせください。

※3 精神障害者保健福祉手帳においては、1級の障害を有していて、かつ自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方が対象となります。

要件2 自動車の登録要件（車検証の記載）

手帳の種類	本人運転	家族運転・常時介護者運転
身体障害者手帳	所有者：障害者本人 使用者：障害者本人	所有者：障害者本人又は同居の生計同一者 使用者：障害者本人又は同居の生計同一者 ・常時介護者
戦傷病者手帳	【割賦販売の場合】 所有者：自動車販売業者、信販会社 使用者：障害者本人	【割賦販売の場合】 所有者：自動車販売業者、信販会社 使用者：障害者本人又は同居の生計同一者
療育手帳	所有者：障害者本人 使用者：障害者本人	所有者：障害者本人又は同居の生計同一者 使用者：障害者本人又は同居の生計同一者 ・常時介護者
精神障害者保健福祉手帳	【割賦販売の場合】 所有者：自動車販売業者、信販会社 使用者：障害者本人	【割賦販売の場合】 所有者：自動車販売業者、信販会社 使用者：障害者本人又は同居の生計同一者

◎車検証に「事業用」と記載されている自動車及びリース車両は減免の対象になりません。

要件3 自動車の使用目的・使用頻度等（「本人運転」を除く。）

減免申請する自動車を、専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業（通勤を含む。）のために週3日以上若しくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用している状況で、次の行政機関において「減免資格証明書」（有効期間3か月）の交付を受けていること。

手帳の種類	減免資格証明書を交付する行政機関
身体障害者手帳 又は 療育手帳	お住まいの市町村（福祉所管課）
精神障害者保健福祉手帳	お住まいの地域を管轄する山梨県の保健福祉事務所（保健所） ※甲府市在住の方は『甲府市健康支援センター（市保健所）』
戦傷病者手帳	山梨県福祉保健部国保課

4 申請時の必要書類

<input type="checkbox"/> ① 減免申請書（窓口にあります。申請時に御記入ください。）
<input type="checkbox"/> ② 障害者手帳【原本】（複数ある場合は全て御持参ください。）
<input type="checkbox"/> ③ 運転者の運転免許証【両面の写し】
<input type="checkbox"/> ④ 自動車検査証（車検証）【写し】 ※電子車検証の場合、車検証【写し】に加えて「自動車検査証記録事項」【写し】も提出してください。
<input type="checkbox"/> ⑤ 納税義務者の認印
<input type="checkbox"/> ⑥ 前減免車両の移転登録又は抹消登録がわかる書類 【移転登録】移転登録後の車検証【写し】 / 【抹消登録】抹消登録時の登録識別情報等通知書【写し】等 ※既に減免を受けている自動車を買う場合のみ必要 ※電子車検証の場合、車検証【写し】に加えて「自動車検査証記録事項」【写し】も提出してください。
<input type="checkbox"/> ⑦ 納税義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類 ※確認書類詳細は下記「○マイナンバー（個人番号）確認書類について」を参照 ※令和5年4月1日（土）午前0時時点で所有している自動車で減免申請を行う場合のみ必要
<input type="checkbox"/> ⑧ 【家族運転・常時介護者運転のみ必要】 減免資格証明書（有効期間3か月） ※ 3の要件3 参照

◎本人運転・家族運転の場合は②③④の住所が、常時介護者運転の場合は②④の住所が全て住民票上の住所と一致している必要があります。
また、氏名についても住民票上の氏名と一致している必要がありますので、御確認ください。

◎運転免許証にハンドル、プレーキ、アクセル等の改造箇所に係る条件が附されている場合は、改造したことを証する書類又は改造部分の写真が必要です。

○マイナンバー（個人番号）確認書類について

本人（納税義務者）が申請する場合	代理人（家族、自動車販売業者等）が申請する場合
マイナンバーカード原本（無い場合は下記①+②が必要）	①納税義務者の番号確認書類の原本又は写し （マイナンバーカード【両面】、通知カード、個人番号記載の住民票）
①番号確認書類の原本（通知カード又は個人番号記載の住民票） ②顔写真付き身分証明書（運転免許証、身体障害者手帳等）	②代理人の顔写真付き身分証明書（運転免許証等） ③委任状

5 申請期限・減免の始期等

(1) 初めての減免申請（軽自動車の減免を含め、これまでに減免を受けたことがない方）※1

手帳の交付時期	申請自動車の区分	申請期限	減免の対象となる税目及び減免の始期(※2)	
			自動車税(種別割)	自動車税(環境性能割)
令和5年3月31日以前に手帳交付	既所有(※3)	令和5年4月3日(月)～令和5年5月31日(水)	令和5年4月から減免	-
		令和5年6月1日(木)～随時	申請月の翌月から減免	-
令和5年4月1日以降に手帳交付	既所有(※3)	手帳交付後随時	申請月の翌月から減免	-
自動車の登録日以前に手帳交付	新車・中古車新規登録	登録日又は登録日から30日以内(※4)	登録月の翌月から減免(※5)	減免
	移転登録		令和6年4月から減免	減免

上記区分にあてはまらない場合は、山梨県自動車税センターまでお問い合わせください。

(2) 2回目以降の減免申請 ※1

◎減免申請をするためには、前減免車両の**移転登録**又は**抹消登録**が完了している必要があります。

申請自動車の区分	申請期限	前減免車両の処理区分	減免の対象となる税目及び減免の始期(※2)	
			自動車税(種別割)	自動車税(環境性能割)
既所有(※3)	令和5年4月3日(月)～令和5年5月31日(水)	抹消登録又は移転登録(※6)	令和5年4月から減免	-
	令和5年6月1日(木)～随時	抹消登録又は移転登録	令和6年4月から減免	-
新車・中古車新規登録	登録日又は登録日から30日以内(※4)	抹消登録	登録月の翌月から減免	減免(※7)
移転登録		移転登録	令和6年4月から減免	
		抹消登録		
		移転登録		

令和5年4月1日(土)午前0時現在で複数台の自動車を所有している場合、令和5年4月3日(月)～令和5年5月31日(水)に限り、減免する自動車を入れ替えることができますが、前減免車両の自動車税(種別割)は納付が必要となりますので、御了承ください。

(3) 管轄変更（転居による他の都道府県ナンバーからの転入）による自動車税（種別割）減免申請 ※1

管轄変更日	申請期限	減免の始期
令和5年4月3日(月)～令和6年3月29日(金)	令和5年4月3日(月)～令和6年5月31日(金)	令和6年4月から減免

- ※1 令和6年1月1日から施行される療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の本人運転の場合の減免につきましては、山梨県自動車税センターまでお問い合わせください。
- ※2 減免上限額を超えた税額については、納付が必要です。
- ※3 「既所有」とは、登録済みの自動車を令和5年4月1日(土)午前0時時点で所有していることをいいます。
- ※4 自動車の登録と同時に減免申請をした場合に限り、登録時における自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)の納付は不要です(減免上限額を超える場合及び前減免車両の処理区分が「移転登録」の場合を除く。)。納付後に減免が決定した場合は、他の県税に未納がない限り、追って減免額を還付します。
- ※5 登録日から30日を超えて申請した場合は、自動車税(種別割)に限り、申請日の属する月の翌月分から減免となります。
- ※6 前減免車両の処理(移転登録又は抹消登録)が令和5年3月31日(金)以前に完了していない場合は、前減免車両の自動車税(種別割)を納付していただきます。
- ※7 過去に自動車税(環境性能割)の減免を受けていた場合、前減免車両の取得日から1年を経過せずに取得した自動車の自動車税(環境性能割)については、減免できません(震災、風水害、火災、盗難、永久抹消登録等による再取得を除く。)

6 減免できる額

次の額を上限として減免します。上限額を超える分は納付が必要です。

自動車税(種別割)	年税額 45,000円 ※令和元年10月1日以降に新車新規登録された自動車は43,500円	※グリーン化税制により重課の適用となる場合は、上限額が51,700円(乗用車の場合)となります。 ※年度中途において減免が決定した場合は、申請日の属する月の翌月以降の月数に応じて、年税額の月割相当額を減免します。
自動車税(環境性能割)	課税標準額 300万円	※自動車税(環境性能割)の減免を一度受けると、原則1年間は受けられません(5の※7参照)。

7 減免申請後の手続き

自動車税（種別割）の減免申請を一度行くと、申請した内容に変更がない限り、申請のあった自動車に対する減免は、毎年継続されます。ただし、次に該当する場合には、手続きが必要となりますので、御注意ください。

- 減免を受ける自動車を変更したい場合
- 運転者が変わった場合（本人運転⇄家族運転への変更、家族運転・常時介護者運転での運転者変更等）
- 障害者手帳が新しくなった場合（等級の変更、手帳の再交付等）
- 住所・氏名の変更があった場合
- 減免車両の登録番号（ナンバー）を変更した場合

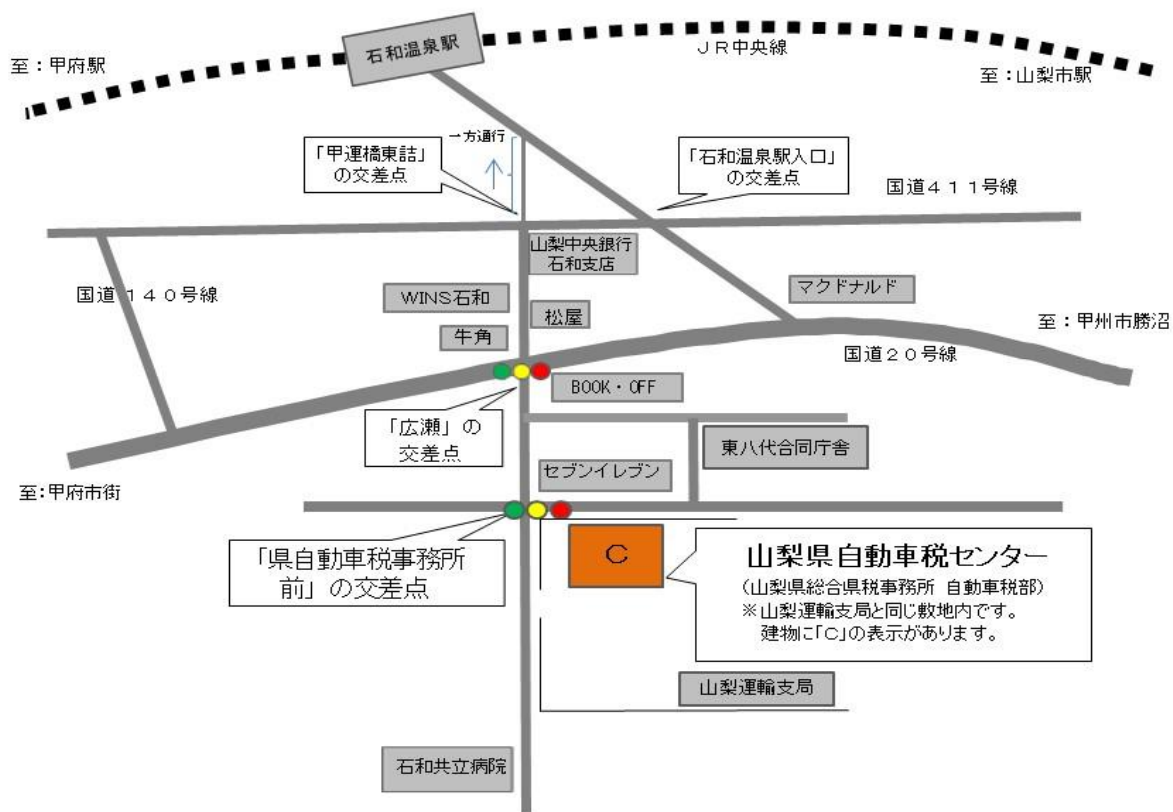
8 減免の取消し

減免の要件を満たさなくなった場合には、減免が取消しとなります。次に掲げる事項等に該当することとなった場合には、直ちに山梨県自動車税センターに連絡してください。

- 自動車障害者のために使用されなくなった場合
(本人運転で、本人が運転をしなくなった。家族運転・常時介護者運転で、週3日以上送迎をしなくなった。)
- 家族運転で、障害者と所有者又は運転者が同居しなくなった場合
- 常時介護者運転で、減免対象の世帯要件を欠いた場合
- 障害等級に変更があり、減免対象から外れた場合
- 運転者の運転免許証が失効した（返納を含む。）場合
- 障害者が県外転居、施設・寄宿舍等へ入所、長期入院した場合
- 障害者、運転者、納税義務者のいずれかが死亡した場合 等

制度の適正な運用を図るため、減免を受けている全ての方を対象に実態調査を行っております。調査の結果、減免の要件を欠いていることが判明した場合には、要件を欠いたときにさかのぼって自動車税（種別割）が課税されます。

【山梨県自動車税センター案内図】



【減免の手続き・お問い合わせ先】

山梨県自動車税センター（山梨県総合県税事務所自動車税部）自動車税課 課税調査担当
〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐栢1000-4 TEL 055-262-4662 / FAX 055-263-2421
※開庁時間：8時30分～17時15分（土日祝日及び年末年始を除く。） C棟2番窓口